

第3次防府市図書館サービス振興基本計画策定協議会設置要綱

令和6年8月26日制定

(目的及び設置)

第1条 第3次防府市図書館サービス振興基本計画（以下「計画」という。）を策定するため、第3次防府市図書館サービス振興基本計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 協議会は、委員10名以内を以て組織し、委員は、次の各号に掲げる職にある者の中から教育委員会が依頼する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 公募による者

2 委員の任期は、計画の策定が終了する日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第3条 協議会に会長及び副会長を各1名置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けるときは、その職を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 協議会は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(協議事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の策定に関すること
 - (2) その他計画の策定に必要な事項
- (庶務)

第6条 協議会の事務は、教育委員会教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。